

有明ガーデン バス駐車場 利用申込書

ご確認の上、必ず「レ点」を記載してください

- 自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係団体 又は関係者、その他反社会的勢力に属していないことを確約致します。
- 有明ガーデンバス駐車場利用規約を確認・承諾し、バス駐車場利用の申し込みを致します。

申込日	年	月	日	利用規約も含めたデータ(全4ページ)を送付ください。
申込者	会社名			(社印)
	ご担当者			
	郵便番号			
	ご住所			
	電話番号			
	携帯電話			
	メールアドレス			
	利用目的			

ご利用日	ご利用時間	台数	バス会社名	集合時間	出発時間	受付可否	予約番号
月 日	～	台					
月 日	～	台					
月 日	～	台					
月 日	～	台					
月 日	～	台					

●ご予約方法

- ・予約受付期間： ご利用の90日前～ご利用の7日前まで。
- ・本申込書を押印の上メールに添付しお申し込みください。
メール受領後、当社にて受付の可否を記載し返信いたします。
受付可能な場合は、振込先のご案内・予約番号を付与します。
- ・お申込みメールアドレス： ariake.busyoyaku@j.sumitomo-rd.co.jp
- ・お申込み月の翌月末(土日祝日の場合は、その前の金融機関営業日)までに利用料金をお振込みいただけない場合、予約は不成立となります。

●注意事項

- ・有明ガーデンバス駐車場利用規約をご確認、ご同意のうえお申し込みください。
- ・予約の変更： 一度キャンセルのうえ、新たにお申し込みしなおしてください。
- ・予約の取消： ご利用の2日前15時までに取消がない場合、規約に基づきキャンセル料金が発生します。

●駐車場ご利用案内

- ・駐車利用時間： 24時間
- ・駐車料金： 料金は実際の駐車時間ではなく、お申込した時間をもとに算出します。
(税込み) お申込した時間を超えて駐車することはできません。やむを得ず延長する場合は防災センターにお申し出のうえ、空きがある場合に限り使用することができ、現金での精算となります。
6時～22時 最初の60分2, 200円、以降30分毎に1, 100円
昼間最大料金(6時～22時)8, 800円
22時～6時半 夜間料金一律7, 700円
- ・ご利用は原則予約が必要ですが、当日駐車場が空いている場合、防災センターに申し出てご利用が可能です。

●お支払方法

- ・ご予約のお客様…事前に指定の口座あてにお振込みください。
※請求書必要な方はお申し込み時にメールに記載してください。請求書作成に3営業日いただいております。
- ・予約なしのお客様…有明ガーデンモール棟防災センター券売機にてご利用時間分のチケットをご購入下さい。
(ご利用料金は現金のみでのお支払いとなっております。クレジット決済は行っておりません。)
- ・現金でお支払いの場合、領収証の発行は券売機でのみ行ってまいります。

●申込み・問合せ先

- ・事前予約 070-1401-3405 (受付時間: 平日9～17時) ・当日の問合せ 03-6380-7438 モール棟 防災センター
住友不動産商業マネジメント株式会社 記入欄

記入日	年	月	日	承認		総額
許可証	貸出時刻	返却時刻				¥
利用料金	円					

有明ガーデン バス駐車場 利用規約（2022年11月4日制定）

住友不動産商業マネジメント株式会社

第1章 総 則

第1条（目的） この規約は、住友不動産商業マネジメント株式会社（以下「管理者」という。）が運営する有明ガーデンバス駐車場（以下「駐車場」という。）の利用申込、利用方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（駐車場の名称等） 駐車場の名称、管理者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3条（規約の承認） 駐車場の利用申込をする者、また駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、本規約を承認のうえ申込または利用するものとし、本規約に反してはならない。

第4条（供用時間および入庫可能時間） 駐車場の供用時間は24時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は供用時間を変更することがある。

第5条（供用休止） 管理者は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部または一部について供用を休止し、車路の通行止めを行い、駐車位置を変更しまたは駐車車両の退避を要請することができる。

- （1） 天災、地変による災害、火災、浸水、爆発、施設または器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、または発生するおそれがあると認められるとき。
- （2） 保安上、供用の継続が適当でないと認められるとき。
- （3） 工事、清掃、法定年次点検等必要があると認められるとき。
- （4） 国土交通省当局より供用休止を命ぜられたとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

第6条（利用申込可能車両・駐車可能車両） 駐車場に駐車することができる車両のみ利用申込ができ、駐車することができる車両は、別表第2に掲げる車両（積載物及び取付物を含む。以下同じ。）とする。なお、利用者は、自らの責任において、駐車場に駐車することができる車両が否かを確認するものとする。

利用者は事前に指定された区画を自ら確認し、正しく駐車し、外部から見やすい所に駐車場許可証を掲示するものとする。なお、利用者は故意または過失により、駐車場の適正な使用を妨げる行為を行うことにより当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第2章 利用申込

第7条 利用者は本規約に同意のうえ利用申込をし、管理者が可否を判断のうえ承認した後、利用者がお申込み月の翌月末（土日祝日の場合は、その前の金融機関営業日）までに料金の支払をすることによって駐車場の利用契約が成立するものとする。

2 予約受付期間はご利用の90日前～ご利用の7日前までとする。

3 当日駐車場が空いている限りにおいて、現場防災センターに利用料金を支払い、利用申込をすることができる。

第8条 利用申込内容に変更が生じた場合は、利用者は前条により成立した契約を一旦取消し、新たに利用申込を行うこととする。

第9条 利用申込を取消する場合は、以下の通り、取消時期によりキャンセル料金が発生し、利用者はキャンセル料金を支払うものとする。キャンセル料金は、駐車料金に利用申込時間を乗じた金額を基準に算出する。

取消時期	キャンセル料金
入場予定日の当日	駐車料金×利用申込時間の100%
入場予定日の前日	駐車料金×利用申込時間の50%
入場予定日の2日前15時まで	キャンセル料金なし

第3章 利 用

第10条（駐車場の出入等） 利用者は、管理者が指示し、または誘導する位置に駐車しなければならない。

2 管理者は、管理上必要がある場合は、駐車場の出入口の一部を閉鎖することができる。

第11条（駐車場内の通行） 利用者は駐車場内の車両通行については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 速度は、時速8kmを超えないこと。
- （2） 追い越しをしないこと。
- （3） 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- （4） 標識、標示、信号機または管理者の指示に従うこと。
- （5） 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- （6） その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

第12条（駐車拒否） 管理者は、駐車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否するものとする。

- （1） 爆発物その他の危険物を積載し、または取付けているとき並びにこれらのおそれがあるとき。
- （2） 放送、宣伝設備を積載し、または取付けているとき。
- （3） 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物またはその取付物を滅失、毀損、または汚損するおそれがあるとき。
- （4） 著しい騒音や排気ガスもしくは臭気を発生するとき、または発するおそれのあるとき。
- （5） 非衛生的なものを積載もしくは取付けているとき、または液汁を出し、もしくは積載物をこぼすおそれのあるとき。
- （6） 運転者が酒気を帯び、または無謀な運転をするおそれがあるとき。
- （7） 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- （8） その他駐車場の管理上、特に支障があるとき。

2 管理者は、前項に該当する車両が入場した場合、退去等の措置を講ずることがある。

第13条（禁止行為、退去等） 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用すること。
 - （2） 物を放置し、または所定の容器以外に物を捨てること。
 - （3） 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
 - （4） 管理者が設置した駐車位置以外に駐車すること。
 - （5） 宿泊すること。
 - （6） 駐車券等貴重品を車内に置き去りにすること。
 - （7） 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、倉庫、その他立入禁止場所等にみだりに立ち入ること。
 - （8） 出入庫時以外に原動機をみだりに作動させること。
 - （9） 駐車場の施設、器物または車両を滅失、毀損または汚損するおそれのある行為をすること。
 - （10） 前各号に掲げるもののほか、管理者の義務、または他の利用者の妨げとなる行為をすること。
- 2 管理者は、利用者が前項各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることがある。
- 3 駐車場内において、管理者の承認を受けた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- （1） 車両に燃料を補充し、または車両から燃料を抜き出すこと。
 - （2） 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。
 - （3） 営業行為、演説、宣伝、募金、および署名運動を行うこと。
 - （4） 車両の預かり、受け渡し等の行為を行うこと。
 - （5） 文書の配布、掲示等を行うこと。
 - （6） 前各号に掲げるもののほか、駐車する目的以外に駐車場を利用すること。

第14条（事故の届出、応急措置） 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、管理者に届出なければならない。

- (1) 駐車場において事故を起こしたとき。
 - (2) 駐車場の施設、器物または車両を滅失、毀損または汚損したとき。
 - (3) 車両に異常を発見したとき。
 - (4) 駐車場において、事故はまたは犯罪行為を発見したとき。
- 2 管理者は、前項の届出があったとき、または前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 利用者は、前項の規定により管理者の措置に協力するものとする。
- 4 管理者は、出車しようとする車両が本条記載の措置をとるため必要があるときは出車を拒否できる。

第4章 駐車料金

第15条（駐車時間） 駐車時間は、利用申込の利用時間とする。なお、利用者は利用申込の利用時間を超えて駐車してはならない。やむを得ず使用時間を延長する場合、防災センターに申し出て承諾を得たうえで現金にて利用料金を支払い利用することができる。

第16条（駐車料金） 駐車料金は、別表第3に掲げる通りとする。

第17条（不正利用に対する割増金） 管理者は、利用者が不正な方法により所定額の駐車料金の全部または一部の支払いを免れたときは、駐車料金及び免れた金額の2倍に相当する割増金を徴収することができる。

第5章 保管及び損害賠償

第18条（損害賠償） 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により、損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

2 利用者は、管理者が損害を受けた結果、駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含め損害を賠償しなければならない。

3 利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければならない。

第19条（事業の委託） 利用者は、バス事業について委託を行った場合は、委託先をして本規約に定める利用者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、委託先が当該義務に違反したときは、委託先による当該義務違反は利用者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

第20条（免責） 管理者は、次の各号に掲げる事項について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 管理者の責めに帰さない事由による車両の滅失または損傷、盗難等の損害。
- (2) 車両の取付物に関する損害。
- (3) 天災地変・自然災害、その他不可抗力による損害。
- (4) 利用者が他の利用者もしくは第三者の行為または駐車場内の車両もしくはその付属物もしくは積載物に起因して被った損害。
- (5) 機器の故障処理や交通事情等により生じる利用者の待ち時間や機会損失等の損害。
- (6) 管理者の故意または重大な過失によるもの以外に発生した利用者の損害。

第21条（引取りの請求） 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第15条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、管理者はこれらの利用者に対する通知または駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることができなるときまたは管理者の過失なくして利用者を確知することができなときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知または駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議または請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引取りがされないときは、管理者は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができる。

4 管理者は第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。

第22条（車両の調査） 管理者は、前条第1項の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することができる。

第23条（車両の移動） 管理者は第21条1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知しまたは駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

第24条（車両の処分） 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、または管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対する通知または駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者には通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、破棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者には通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、破棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知しまたは駐車場において掲示するものとする。

3 管理者は第1項の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車場料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第6章 附則

第25条（秘密保持） 利用者及び管理者は、本件に関して知りえた情報（お客様の情報を含む、以下「秘密情報」という。）を相手方の承諾なくして第三者（秘密保持義務を負う委託先を除く。）に提供・開示・漏洩してはならず、本件の履行の目的以外でこれらの情報を使用してはならない。但し、法令や官公庁の指示・命令等により開示が要請されたときに当該要請に応じて必要な限度で提供・開示する場合、及び、それぞれの親会社（当該親会社のグループ会社を含む）並びに税理士、弁護士、その他の法律上の守秘義務を負う専門家に対して開示する必要がある場合はこの限りではない。

2 前項の規定に基づき、秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、本件に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、秘密情報の開示を行った者による義務の違反として、開示当事者に対して直接責任を負うものとする。

第26条（反社会勢力に該当・関与していないことの表明・保証） 利用者は、自己および業務委託先が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと並びに自己の役員、従業員、代理又は媒介をする者、その他関係者が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

2 管理者は利用者が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・催告その他の手続を要せずに、直ちに本件駐車場の利用を停止することができ、利用者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、管理者に損害が生じたときは、損害賠償しなければならない。

第27条（規約の改定） 利用者は、管理者の判断で本規約の内容が改定される場合があることを予め承諾する。

2 管理者は、本規約を改定した場合、利用者に対して改定後の新たな規約の内容を適当な方法で告知するものとし、以後、利用者は新たな規約に従うものとする。

第28条（準拠法） 本規約に関する一切の事項は、日本国の法令に準拠するものとする。

第29条（合意管轄裁判所） 本規約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

以上

別表第1 (第2条) 駐車場の名称等

名称	有明ガーデン バス駐車場
管理者の名称	住友不動産商業マネジメント株式会社
管理者の所在地	東京都江東区有明二丁目1番6号
代表者の氏名	山本 直人

別表第2 (第6条) 駐車可能車両

内容	
以下を超えないバス、マイクロバス	
幅	2,500mm、長さ 12,000mm
高さ	3,800mm、重量 20 t

別表第3 (第16条) 駐車料金

時間	料金(税込)
1) 6時～22時	
最初の1時間	2,200円
以降30分毎に	1,100円
昼間最大料金(6時～22時)	8,800円
2) 22時～翌6時半迄	
夜間料金(一律)	7,700円